

長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領運用基準

1 第1関係

- 一 第1項中「入札参加資格者」とは、有資格者である個人又は有資格者が法人にあつてはその役員をいう。
- 二 第1項及び第4並びに別表第2中「使用人」とは、労務者又はこれに準じている者を除き雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいう。（役員を除く。）
- 三 委員会は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行うときは、あらかじめ警察本部長に対し文書により意見を求めるものとする。
- 四 第2項中の「現に選定しているとき」とは、請負人等選定から落札決定までの間をいい、次に掲げる場合は入札参加停止の規定は適用されない。
 - (1) 入札参加停止の期間の開始前に契約を締結した場合
 - (2) 入札参加停止の期間の開始前に契約保証人となった場合
 - (3) 入札参加停止の期間の開始前に下請契約を締結した場合
- 五 入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の決定があつた日の翌日とする。また、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、現に入札参加停止を受けている事由とは異なる事由により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止を決定したときとする。この場合、当初の通知とは別途に入札参加停止の通知をするものとする。

2 第2関係

- 一 第2項中「明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者」とは、分担施工型の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）で責任工区が明確な場合等、責を負わないと特定できる者をいう。
- 二 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであつて新たな入札が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- 三 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加停止については、第3第2項に定める短期加重措置の対象としないものとする。

3 第3関係

- 一 第2項に定める短期加重措置は、別表1、別表2及び別表3による。
- 二 第2項に定める短期加重措置については、入札参加資格者が別表各号の措置要件に該当することとなつた基となる事実又は行為が、当初の入札参加停止を行う前のものである場合には、その対象としないものとする。

三 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加停止の期間を超えて、その入札参加停止の期間を定めることができるものとする。

四 第8項に定める入札参加停止期間の免除期間は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）の規定に基づく課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき、別表第2第5号及び第6号に定める期間に2分の1を乗じた期間とするものとする。

なお、免除の対象となる要件は、独占禁止法第7条の4第1項から第3項及び第7条の6を準用するものとし、当該要件を満たす入札参加資格者は、その旨を文書で長野県建設工事請負人等選定委員会に申し出るものとする。

4 第4関係

一 入札参加停止期間の加重は、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

二 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して入札参加資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。

三 「公共機関の職員」（第5号並びに別表第2関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。また、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含むものであること。

5 第5関係

一 「その所管する建設工事等」とは、発注機関の長が自ら発注した建設工事等をいう。ただし、建設事務所長においては、自ら発注した建設工事等及び管内の県以外の者が発注した建設工事等をいう。

なお、入札参加資格者が県以外の者が発注した建設工事等に係り別表の措置要件の1に該当すると認めた発注機関の長は、その旨を当該入札参加資格者の所在地を所管する建設事務所長へ通報するものとする。

6 第7関係

一 「やむを得ない事由」とは、災害に係る緊急を要する応急工事等で入札参加停止の期間中であっても工事を依頼しなければならない等の理由がある場合をいう。

なお、いわゆる少額随契については、契約金額が少額であるために随意契約をすることができるとしているので「やむを得ない事由」とは認められない。

7 別表（共通）関係

一 「県」とは、知事部局の機関のみならず県の全ての機関をいい、「県職員」とは、知事部

局の職員のみならず県の全ての職員（県職員の身分を有する派遣職員を含む。）をいう。

8 別表第1-1関係

- 一 第1号中「建設工事等を粗雑にしたと認められるとき」とは、検査課の検査や会計検査院により指摘されたとき等で工作物に契約不適合があることが明らかとなった場合、又は建設工事等の成績評定点が不良である場合をいう。
- 二 第2号中「契約不適合のうちその内容が重大であると認められるとき」とは、原則として建設業法に基づく監督処分がなされた場合をいう。

9 別表第1-2関係

- 一 次の場合は、原則として入札参加停止は行わないこととする。
 - (1) 発注者の責に帰すべき事由により発生した事故
 - (2) 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
 - (3) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- 二 「公衆」とは、当該建設工事等の契約における発注者、受注者等工事関係者を除く第三者全般をいう。
- 三 「県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため」と認められるのは、原則として(1)の場合とする。ただし、(2)によることが適当である場合には、これによることができる。
 - (1) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合
 - (2) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- 四 「県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため」、かつ、「当該事故が重大である」と認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

10 別表第2関係

- 一 「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう。
- 二 独占禁止法第3条に違反した場合は、次の(1)から(4)に掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。
 - (1) 排除措置命令

- (2) 課徴金納付命令
- (3) 刑事告発
- (4) 入札参加資格者である法人の代表者、入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

三 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。

四 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいうものであること。

五 第11中「不正又は不誠実な行為」とは、次のような場合等をいう。

- (1) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものと判断した場合を除く。）
- (3) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (4) 脱税により税務当局から告発された場合
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に違反し、行政処分がなされた場合
- (6) 県が発注した建設工事等に関して、落札者が契約を締結しない又は落札候補者が落札決定を辞退した場合、入札公告・入札心得等に違反した場合、正当な理由がなく下請負業者等に下請負代金を支払わない場合等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
- (7) 測量法及び建築士法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものと判断した場合を除く。）
- (8) 建設コンサルタント・地質調査業者・補償コンサルタントの登録規程に基づく登録の消除を受けた場合において、その理由が不正の手段により登録を受けた等の業務に関する不誠実な行為があった場合（軽微なものと判断した場合を除く。）

11 別表第3関係

一 「暴力団」及び「暴力団員」とは、次のものをいう。

- (1) 暴力団
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員
暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

12 その他

- 一 発注機関の長は、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱（昭和39年2月18日39監第109号）第14の規定により、入札参加資格者以外の者と契約をしようとする場合、その者が別表各号に定める措置要件の1に該当すると認められるときは、契約の相手方としてはならないものであること。

附 則

この運用基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和2年4月3日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和3年6月21日から適用する。

別表 1

別表第 1 - 1, 1 - 2 における短期加重措置の適用関係

遡及期間は 2 年間 ○ : 短期加重 2 倍

入札参加停止 2 回目 入札参加停止 1 回目	第 1 の 1 の 1 号 粗雑工事 (自発注の建設工事等)	第 1 の 1 の 2 号 粗雑工事 (他発注の建設工事等)	第 1 の 1 の 3 号 契約違反 (自発注の建設工事等)	第 1 の 2 の 1 号 公衆損害事故 (自発注の建設工事等)	第 1 の 2 の 2 号 公衆損害事故 (他発注の建設工事等)	第 1 の 2 の 3 号 工事関係者事故 (自発注の建設工事等)	第 1 の 2 の 4 号 工事関係者事故 (他発注の建設工事等)
第 1-1 の 1 号 粗雑工事 (自発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第 1-1 の 2 号 粗雑工事 (他発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第 1-1 の 3 号 契約違反 (自発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第 1-2 の 1 号 公衆損害事故 (自発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第 1-2 の 2 号 公衆損害事故 (他発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第 1-2 の 3 号 工事関係者事故 (自発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第 1-2 の 4 号 工事関係者事故 (他発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○

別表第 3 における短期加重措置の適用関係

遡及期間は 2 年間

<p style="text-align: center;">入札参加停止 2 回目</p> <p style="text-align: center;">入札参加停止 1 回目</p>	<p>第 1 号 役員等が暴力団員である場合等</p>	<p>第 2 号 暴力団等を利用するなどした場合</p>	<p>第 3 号 暴力団の維持・運営に協力等した場合</p>	<p>第 4 号 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する場合</p>	<p>第 5 号 暴力団等であることを知りながら契約した場合</p>
<p>第 1 号 役員等が暴力団員である場合等</p>	○	○	○	○	○
<p>第 2 号 暴力団等を利用するなどした場合</p>	○	○	○	○	○
<p>第 3 号 暴力団の維持・運営に協力等した場合</p>	○	○	○	○	○
<p>第 4 号 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する場合</p>	○	○	○	○	○
<p>第 5 号 暴力団等であることを知りながら契約した場合</p>	○	○	○	○	○